

2016年2月5日

衆議院議長  
大島 理森 殿

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
理事長 新谷友良

衆議院事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
対応要領（案）についての意見

障害者差別解消法に関する衆議院事務局における対応要領（案）について、以下意見を述べさせていただきます。よろしくご検討のほどお願いいたします。

1. 第6条 相談体制の整備の2項に「対面の相談の場合には、必要なコミュニケーション支援（手話通訳、要約筆記、筆談等）を準備」する旨の記述を加えてください。
2. 留意事項「第4 合理的配慮の基本的な考え方の1.」では「合理的配慮は、衆議院事務局の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされていますが、本来的業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定しないでください。
3. 意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明記してください。
4. 物理的環境への配慮として、「会議施設への磁気誘導ループなどの補聴装置の設置」を加えてください。
5. 「本会議及び委員会等の傍聴が認められた者に対する合理的配慮の具体例」に、「本会議場、委員会室等の傍聴席への磁気誘導ループなどの補聴装置の設置」を加えてください。
6. 「国会参観が認められた者に対する合理的配慮の具体例」の「聴覚障害者に対し、衛視による手話案内を行う。」に「音声ガイド、筆談」を加えてください。
7. 衆議院インターネット中継に字幕が付いていません。字幕を付けるようにしてください。

以上